

平成 2 8 年 7 月

南大隅町農業委員会

定例総会 議事録

平成 28 年 7 月 25 日 (月曜日)

平成28年7月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年7月25日(月曜日) 午前9時00分～午前11時20分

2 開催場所 南大隅町佐多支所会議室

3 (1) 出席委員(17人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第79号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

農地パトロール(利用状況調査)について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 28 年 7 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 17 名です。16 番、松山委員から欠席の届けがありました。
よって 18 名中 17 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、15 番の持留委員と 17 番の富田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 4 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第 3 条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議
案書をもとに説明します。

(議案第 78 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11 番： 11 番、田中です。

議長： 11 番、田中委員。

11 番： 7 月 17 日、譲受人の〇〇〇氏の立会いの下、現地調査をいたしました。現地は 5 ペ
ージの地図をご覧くださいとおおり、〇〇〇の向かい側にあたるということで、通称、〇
〇団地と言われております。開発団地の一番外れのところでございます。以前は荒れて
おりましたが、昨年だと思いますが、また、開墾しまして使っているところです。今現
在は、耕作者がほとんど手をかけない状態で、少々荒れている状態でした。ただ、この
〇〇〇さんは後程も出てきますが、〇〇地区において、亜熱帯植物を相当植えられてお
り、ここが開発地ということで、畑かんも入っているということで、様々な苗ものを作
るときに水が必要だということで、丁度、良い条件ということで、本人さんが、譲渡人
と以前から交渉されておりました、今般、話しが成立したということです。〇〇〇さん
本人も面積を拡大している中で、手薄なところもあり若干周りが荒れている状況ですが、
全く手つかずよりよりもいいのではないかと思います、意見としましては、今回の売買につ
いては、何ら問題はないと思います。皆様方の審議をよろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 78 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 78 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 78 号 受付番号 2 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 78 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 1 番： 11 番、田中です。

議 長： 11 番、田中委員。

1 1 番： 先ほどの案件と同様で、7 月 17 日、譲受人の〇〇〇氏の立会いの下、現地を調査しました。当該地は、3 月にこの図面上の申請地の右隣にある土地を購入されて、亜熱帯植物を植えるということで、本委員会ですら許可したところですが、丁度、許可してから日数も経過していることから、どのような状況か確認を兼ねて調査に行きました。現地は、ドラセナやアボカドなどが植栽されておりました。ただ、調査日が強雨の翌日だったため、水路の管理不足で水が溢れており、ほ場内には立ち入れる状態ではなかったです。今回の申請地そのものは、竹林というよりも雑草まみれと言った方がいいぐらいの土地でした。この〇〇〇氏は時間をかけながらも、コツコツと開墾していただけるので、放棄地の解消には役立っていただけております。以前、許可をした所を見ますときちんと管理がされているところを見ると、当該地もきちんとしていただけるものと思いますので、今回の許可については、何ら問題はないと思われまます。皆様方の審議をよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 78 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 78 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 78 号 受付番号 3 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 78 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5 番： 5 番、田淵です。

議 長： 5 番、田淵委員。

5 番： この 9 ページの地図を見ながら説明しますが、〇〇〇公民館から西の方向に 1km ほど行った場所です。〇〇〇団地からは外れております。若干方向は違いますが、北側と東側には牧草が植えられており、農道の先は荒地になっております。南側は畑ですが、果樹が植えてあります。西側は杉が植栽されております。申請地を調査しましたが、2～3 年前にマテの苗木を植えられており、下草などの管理はされております。7 月 20 日に、譲渡人が体調を壊しまして、譲渡人の父と現地確認をしました。以前は牧草を植えておりましたが、牛を飼わなくなって、草を植えなくなったこと、また、猪の出没が多くなったことにより、マテの苗木を植えたとのことでした。それから、譲受人の〇〇〇さんは、今年の 2 月に自宅近くに水田を購入しており、特に問題はないと思われまふ。審議をよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 78 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 78 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 78 号 受付番号 4 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10 ページをお開きください。

(議案第 78 号 受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当

しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

18番： 18番、竹之内です。

議 長： 18番、竹之内委員。

18番： 7月20日に現地調査をいたしました。まず、この場所の説明をいたします。〇〇の前から、集落内を山手の方に上っていくわけですが、以前、大災害が発生した付近であります。申請地の周辺は全て畑であり、しかもこの一帯は無霜地帯で様々な作物が有効に作付けられている場所であります。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんとは、いとお互いとなります。ですから、早くから〇〇氏に譲りたいということで、話しをされていたわけですが、というのも、〇〇さんは〇〇県に居住しており、南大隅町に帰郷し働く意思もないということで、無償で〇〇氏に譲るということであり、先般、話しがまとまりましたので、今回の申請のおりということになりました。今回手続きをすることになりましたが、3条の許可をしても何ら問題ないと思います。よって、ご審議の上、ご理解くださいますようお願いいたします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第78号 受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第78号 受付番号4番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第79号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、12ページの議案第79号の議案書をご覧ください。
町長から農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められています。
議案第79号については1件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第79号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告をもとめます。

1番： 1番、徳留です。

議 長： 1番、徳留委員。

1 番： 7月20日、私と野村委員、会長、事務局2名外町職員4名で現地調査をしました。当日、田中委員の出席の予定でしたが、所要により前日までに現地を調査されております。現地は、塩入橋を渡り、すぐの右側にあたり、〇〇〇と〇〇〇の間にあります。現地の状況としましては、田は早期水稻のこしひかりとWCSが植えられており、きれいに管理がされておりました。畑の一部は甘薯などが植えられておりましたが、耕作されていないところも一部ありました。意見としましては、現地の田んぼは、大潮の時などは潮が逆流しまして、排水も悪く、また、刈取り時もぬかるみ、大変苦勞されているほ場であります。南側の〇〇と〇〇〇前の町道に挟まれたところで、地図を見ていただくと、道路沿いにまだ、農地があるわけですが、この部分については農振の除外がされております。今回、町が多目的に利用できる広場を計画されているようですので、何ら問題はないと思いますが、皆さんのご審議方をよろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

14番： はい。

議長： 14番、武田委員。

14番： 広場が建設されるということですが、今回の申請地以外に田んぼが外にも何筆かありますが、そのあたりの用排水とか、耕作ができるのか、説明をお願いします。

1 番： よろしいですか・

議長： 1番、徳留委員。

1 番： 今回、農振が除外されるのは一団の一部であって、周りは先ほど説明しましたが、すでに農振の除外がされているところもあることから、今回の一角となっているところです。これが許可になりましたら、この全部を買収して多目的な広場にする計画で、このあたりの農地は全部、農振ではないということになります。

14番： はい。

議長： 14番、武田委員。

14番： お聞きしたのですが、土地収用法とかで農地転用の許可は関係ないということですが、農振除外ができなかった場合は、どのようになるのか。もし、農業委員会で農振除外は許可できない、となった場合は農振ではどういう対応となるのか。

事務局： 今回の案件に関しましては、農振の除外に関する意見聴取ですので、もし、委員会でダメ、ということであれば不許可、賛成であればその旨を意見書に記載し、町長にあげるべきです。農振につきましては、また、新たに県の審査になっていきますので、県の方で各関係機関の意見を総合的に判断したうえで、除外を許可する、しないということです。

14番： では、南大隅町が農業委員会に形式的に除外の申請を出したということですか。

事務局： 農業振興地域の除外をするためには、農業委員会の意見書を付さなければなりませんので、今回、経済課の方から意見聴取の依頼が出されたところです。

事務局： 農振の意見書は、農業委員会、農協、必要応じ土地改良区に求めるものです。仮に3団体が適切でないという意見が上がれば、それはそれが考慮されるものであろうと思います。

14番： 土地改良区の事務局長からそのような話を聞いて、もしどちらかが反対したらどうなるのか、という話しをしたところです。強制的にされるのであれば、農振除外も強制収容みたいにするのも必要なんじゃないかな、と話しをしたところです。改良区に対しても、収容しますから地域から外してください。と来るのではないかと。

事務局： よく言われる、法律の違いで農業振興地域の法律と農地法とそれぞれ違いがあるものですから、そういわれるとおっしゃるとおりですが、一応、農振除外はこのような手続きで意見を聞かなければならないと、いうことです。だから、町が収用法に基づいてやる事業であっても、3団体が優良農地だから農振除外はだめでしょう。という意見を出したら、県も恐らくそこを考慮するのではないかなと、思っております。

18番： はい。

議長： 18番、竹之内委員。

18番： 港公園の近くであればで、住民の納得するのではないかと。恐らく聞くところによるとグランドゴルフ場でしょ。本町ではそのようなグランドがないからと思うのですが、今回の土地も周りに住宅があり、そんなに広くはないと思うのですが、グランドゴルフ場で5,000㎡ぐらいじゃ大したことじゃないでしょ。一番長いところが50mぐらいですかね、そんな考えから、もう少し広い原野あたりで広々と休憩所や周りに木を植えてするぐらいにしてほしいなど。もし、これを農業委員会で認めた場合でも、何かほかのものに使うなりしてほしいです。

1番： 農振が外れている分も含めれば、最終的には7,000㎡ぐらいになんじやないかと思いますが。

13番： はい。

議長： 13番、野村委員。

13番： 現地確認の立会いをしましたが、この資料の13ページの所有者の一番下ですが、〇〇〇さんとなっているのですが、現地調査の資料とでは違うのですが、これは、所有者と耕作者ということですか。

事務局： 〇〇〇〇さんは、現所有者ということで記載しており、現在、耕作されているのが〇〇〇〇さんということになります。あくまで登記簿上の所有者は〇〇〇〇さんということです。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 79 号 受付番号 1 番について、承認される方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 79 号 受付番号 1 番は承認することに決定しましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第 80 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 21 ページの議案第 80 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 80 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

5 番： はい。

議 長： 5 番 田淵委員。

5 番： この賃借料を見ますと、10a 当たり 1,000 円とか今まででは出てこないような、金額になっていますが、何かあるのですかね。

事務局： ご質問の件に関しましては、おそらく 24 ページの 9 番と 10 番の賃借料のことだと思われるのですが、10 a 当たり 1,600 円となっております。これにつきましては、すでに借受人が決まっております、その方と出し手の方との合意で 10a 当たり 1,600 円ということになっております。現物支給の野菜につきましては、露地野菜 1,000 円相当等という記載がどうかと思われましたが、これにつきましても、そのように記載されておりましたので、申し訳ありませんが、そのまま記載させていただいたところです。

1 7 番： これは、中間管理機構への貸付けの案件ですよね。少し説明してください。

中間担当： これは、農地中間管理機構に乗せていただいた方々の土地の借受け等のことですが、先ほどの 9 番 10 番の件に関しましては、機械の出し入れが不便な耕地ということもあり、本人同士が合意の上でこのような形になったところです。それから、露地野菜 1,000 円相当とかについては、経営転換のリタイヤをされたということで、〇〇〇〇さんが申請をされたわけですが、「貸し付けの中で賃料は頂かなくてもいい。」と「野菜などを頂ければそれでいい。」ということで、機構にも物品の受け渡しという内容で申請しておりますので、そのまま記載しているということです。

1 3 番： よろしいですか。

議長： 13番、野村委員。

13番： この件について質問ですが、これはこのまま通ったとすると、10年ですよ、長いんですけど、これを第三者が借りた場合、公社としてはこの契約がありますが、あくまでも野菜1,000円となるわけですか。

中間担当： その際は、当事者同士でそのまま使うか契約内容を見直すかは、機構が間に入って決めます。

13番： ここで野菜を作っている訳ですよ、それをまた1,000円相当となるわけですかね。

中間担当： ここで1,000円相当となっていますが、一応、物品の受け渡しでやりますと、金銭の授受は機構とは関係なく、物品でやりますよ。という約束という内容となっております。これをまた10年後に更新するかどうかは、本人同士次第となります。

事務局： 機構は、この1,000円相当の野菜でいいのですか。

中間担当： はい。そのような契約書を交わしております。

事務局： 10年間はこれでいかなければいけないの。

中間担当： はい。10年間はこれでいかなければなりません、内容については、お互いの話しで変更届け出を提出してもらわなければなりません。

議長： ここが開発地域であったりすると、水利の賦課金の問題が絡んできたり、そういったものがありますので、耕地条件が悪いのか、そのあたりがどうなのか分かりませんが、町の平均的な賃借料ですか、そういったものに近づけて頂きたいというのがあります。そうでなければ、前例となってしまうので。

15番： はい。

議長： 15番、持留委員。

15番： この11番は私の担当のところですが、公社がどなたに貸し出すのか教えていただけないでしょうか。〇〇〇さんが作っていらっしやったと思うのですが、あまり、管理がよろしくない感じで、心配しているのですが。それと12番も7~8名で水利の管理をされているのですが、〇〇〇さんも何もおっしやってなかったものですから、ただ、「私はもう作らないから。」というような感じだったので、今日聞いてびっくりして。それとこの賃料の1,000円相当もなんですが、12番はそんなに耕作条件が良いところではないのですが、11番については、そんなに悪い条件ではないです。

中間担当： 機構を通じて、お金の方の出し入れは向こう側でしますので、ちゃんと伝えてはありますけど、〇〇〇さんの息子さんがほとんど手続きをされており、お金はいらぬ。と、田畑の賃借料があるというのも分かっておりますが、荒らさないようにしていただければといった感じです。

17番： 荒らさないように。と、いうのは分かるが、安くして周りに広がった場合、我々としてはそれが一番問題だと思うのですが。

中間担当： 耕作はしないが荒らしたくはない。ということをお願いする形です。

14番： はい。

議長： 14番、武田委員。

14番： 振興公社ですか、中間管理機構が中に入る場合はですね、ある程度、こんないい加減なものじゃなくて、せめて「この辺の借地料はどれくらい、ここはどれくらい。だから、これくらいはするでしょうね。」と、いうぐらいは管理機構が示して、ある程度借りる人も貸す人も納得するような、〇〇が言われるような「ただでいいから、ただで。」という訳にはいきませんよ。そのあたり中間管理機構も借りる人にも貸す人にも、ある程度どれくらいですよ。そしたら借りる人も借りやすいし、貸す人も貸しやすいと思う。ただ、実績を上げるために管理機構が協力するという形では、何かいい加減な感じに取れます。

17番： これじゃ、後には続かないと思いますよ。

中間担当： 農地中間管理事業を進めている訳ですが、昨年が地域集積で30ha進めてきた中で、それぞれ耕作者集積が2筆以上とか経営転換をする方がいらっしゃれば、このような形で進めてきたわけですが、この〇〇〇さんに関しては、自分から出てこられて、「こんな制度がある。」と聞いたのだがと、来られたので制度を説明して、その中で実際荒れている土地はないかとかお聞きして、そして、リタイヤに該当しますよね。ということで、ただ、貸し付けのお金に関しては、機構通じて機構がお金を出し入れしてくれるので、そこも貸すことができますよ。本当は実際にお金のお出し入れをした方がいいと、説明した訳ですが、本人さんがどうしてもお金はいらないと。他のものも5,000円相当とか米1俵とかいうので契約書を交わしていますけど、地域集積の中でも無償でいいからというのもありまして、苦慮したところもあるわけですが。

事務局： 〇〇〇さんは経営転換ですか。

中間担当： はい。

事務局： 纏まったものがある程度入るから、と、いうのもあるのでしょうかけれども、ただ、皆さんがおっしゃるように野菜1,000円相当というのは、ちょっと。今のところ管理機構が全てこっちに任せてですよ、出す人、借りる人お金まで含めて、そういうことですので、今後、金額を調整してもらうようにしなければとは思いますが。

中間担当： 米1俵相当というのもあります。

事務局： 米は分かりやすいですけど。

14番： 機構が入るのだから、当然のことだかもしれないが、ある程度橋渡しぐらいい責任をもって、「こうなんだ。」と示してほしいですね。そうしないと、貸す人も借りる人も「ど

うなる。こうなる。」じゃなくて、何か相談があったら管理機構に持っていくと。というような考え方でいかないと。折角、耕作放棄地を管理機構に預けてくださいよといっても、じゃ、あそこは1,000円でも500円でも誰にでも貸してあげますよ。たとえば、本当に必要な人が来た時に、契約が入っているから。となるから、橋渡し役ぐらいはお願いしたいですね。

18番： 農業委員会としては、野菜1,000円相当というのはいい加減な曖昧なものですよね。露地野菜でしょ。例えば無人市で100円の野菜を10個渡す。これでいいのかと。野菜が暴落した時の1,000円分というのは結構量が多いですよ。だから、こんないい加減なことでは、この委員会としてはこんな無責任なことはないですよ。これだけの金額とか、米なら前例があるからある程度わかりますよ。それと開発した畑ならば、土地改良委員とか見ている訳ですから、管理機構の事務局としては、ちゃんと説明してやらなければいかんですよ。

議長： この委員会で、否決となった場合には、すぐ対応しなさいよ。といえるのではないかと。この地域のためにはよくない、ということ。そういうことも考えられますので、そこは注意していただきたいと。

18番： ただでいいという方もいらっしゃると思いますが、少し考えて指導をお願いします。

議長： ほかにございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第80号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第80号は計画のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議長： それでは、次の農地パトロールについて、事務局の説明をお願いします。

事務局： 農地パトロール（利用状況調査）について説明。

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成28年7月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員